平成２１年（フ）第３４号
山形県新庄市大字角沢293番地の32
債務者　松澤　裕一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小河原　泉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２０年（フ）第２１０８号
名古屋市中村区烏森町５丁目26番地　市営かすもり荘306号
債務者　横山　裕一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２号
長野県諏訪市大字四賀248番地１　普門寺Ｓハイツ305、前住所長野県諏訪市高島４丁目2693番地７
債務者　藤原　吉彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３３号
長野県諏訪市大字四賀248番地１　普門寺Ｓハイツ305、前住所長野県諏訪市高島４丁目2693番地７
債務者　藤原　和世
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４１０号
大分市明野東３丁目９番10号
債務者　本田　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８７２号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目222番地４Ｓマンション301
債務者　齋藤　后子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９４６号
埼玉県戸田市下戸田１丁目14番16号
債務者　平林　喜義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
債務者　佐々木利春
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
三重県桑名郡木曽岬町大字三崎627番地３
債務者　佐々木　潤
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５９号
群馬県安中市郷原53番地３　磯部ハイツＡ―10
債務者　布瀬川雄二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２５９号
埼玉県八潮市緑町２丁目16番地２
債務者　富永　由江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
埼玉県八潮市緑町２丁目16番地２
債務者　古澤夕紀恵
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
埼玉県越谷市千間台西６丁目10番地１　リトルウッズⅡ105、破産申立時の住所埼玉県越谷市南越谷４丁目17番地24　アネックスグリーン102
債務者　安倍　友紀
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
埼玉県草加市瀬崎町161番地１　リーデンスクエア谷塚303号
債務者　玉村　一也（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
埼玉県春日部市西金野井590番地３　鈴木ハイツＤ
債務者　新谷　　修
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
埼玉県八潮市大字西袋988番地１　ハイツサンシティ202
債務者　上田三恵子（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係